

「いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業」業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

いわき市の中山間は阿武隈高地にあるが、阿武隈高地は夏涼しく、整備され空いている道路等、サイクリングに適した環境にある。よって、いわき市中山間地域、いわき市に隣接する市町村を舞台に、学生自転車部の合宿等を誘致することにより持続的な地域づくりにつなげる。

また、いわき市は東北一の工業製品出荷高を誇り、国内外に拠点がある進出企業も少なくない。よって、いわき市に進出している企業を通じ、市内の交流資源を体感してもらい企業内コミュニケーションを通じた発信により、いわき市のファンづくりを促進、交流人口増につなげる。

2 事業内容

(1) 事業名

いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和5年3月15日（水）までの期間

(4) 委託費の上限

11,330,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

ア 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生法手続開始の申立てをしている団体若しくは申立てがなされている団体にあつては、当該手続の開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。

エ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

オ 募集開始からプロポーザル審査会の日までに福島県から指名停止を受けていない団体であること。

- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ク 県税等の滞納がないこと。関係法令の手續等を順守していること。

（2）実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県いわき地方振興局のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、福島県いわき地方振興局の窓口又は郵送等での配付は行いません。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

なお、本企画プロポーザルについては、事業説明会は実施しません。

（1）受付期間

令和4年5月18日（水）17時まで（必着）

（2）質問方法

質問書（第1号様式）により、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課宛に電子メール又はFAX等により質問してください。その際、件名は「いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業に関する質問」とし、電子メール・FAXとも、電話にて送付した旨お知らせください。

（3）回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、福島県いわき地方振興局のホームページに5月19日（木）までに掲載します。（個別の回答は行いません。）

5 参加申込書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「第2号様式 いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業業務委託公募型企画プロポーザル参加申込書」（以下「参加申込書」と言う。）を「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

なお、参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

（1）提出期限

令和4年5月25日（水）17時まで（必着）

（2）提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の8時30分から17時までとします。

(3) その他

参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

6 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」の提出を行った上で、企画提案書等を次の提出期限までに「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

(1) 提出期限

令和4年6月1日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の8時30分から17時までとします。

(3) 提出書類

ア 企画提案書及び行程表（様式任意。ただし、表紙を除いた日本工業規格A4版10ページ以内とする。）

イ 事業経費積算書（様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。）

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 会社概要（第3号様式）

オ 業務実施体制書（第4号様式）

カ 担当者経歴書（第5号様式）

キ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）

ク 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。）

(4) 提出部数

ア～カ 5部（正本1部、副本4部）／キ・ク 1部（正本1部）

なお、ア～カ(副本4部)については、提案者名及び提案者が特定できる文言(住所、代表者名、電話番号、メールアドレス等)を記載しないこと。

7 提出書類についての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ・企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・委託費の上限額を超える提案は、無効とします。
- ・提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

8 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県はこれを書面審査により総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。（審査基準は下記参照）

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時及び会場

- ・日時：令和4年6月3日（金） ※時間等詳細については、後日連絡します。
- ・場所：福島県いわき合同庁舎南庁舎3階小会議室（住所 福島県いわき市平字梅本15）

イ 所要時間

1社あたり25分間（15分間事業提案についての説明と10分間質疑応答を実施。）

ウ 審査基準等

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施する上で十分な体制であるか。 ・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。 ・本業務と類似の業務の受注実績があるか。 	/10

企画提案 ・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的やいわき地域の現状を踏まえた提案となっているか。 ・中山間地域を舞台とした自転車部合宿誘致について継続性のある提案となっているか。 ・いわき市民がサイクリングに触れる・楽しむことにつながるサテライト施設整備の提案となっているか。 ・いわき市内の自転車拠点施設や自転車関連団体関係者等との効果的な連携ができる提案となっているか。 ・市内の進出企業と連携し、中山間地域の自然・施設や地域の生産者との交流を通じいわき地域の魅力を十分に味わうことができる内容であるか。 	/80
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経費は適正であるか。 	/10

(3) 業務委託予定者の選定

- ・各審査委員は、審査委員ごとに評価点を算出し、当該審査委員の合計得点の最も高かった者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。また、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とします。

(4) 通知等

ア 審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日、祝日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

ウ 契約保証金について

福島県財務規則第 228 条による。ただし、福島県財務規則第 229 条に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができるものとする。

エ その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

9 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和4年5月11日(水)
質問受付	令和4年5月11日(水)～5月18日(水)17時まで
プロポーザル参加申込期間	令和4年5月25日(水)17時まで
企画提案書提出期間	令和4年6月1日(水)17時まで
審査会(プレゼンテーション)実施	令和4年6月3日(金)
審査結果通知	令和4年6月6日(月)(予定)
契約締結	令和4年6月7日(火)(予定)

10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先

〒970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地
福島県いわき地方振興局企画商工部(担当:久保)
電話:0246-24-6007 FAX:0246-24-6019
E-mail:iwaki_chiiki@pref.fukushima.lg.jp